

物件概要書

行政財産の概要	
所在地	交野市私市1丁目29番7地先 準用河川小久保川堤塘敷
登記地目／現況地目	なし
現況	更地
使用面積	245㎡(概算)
使用許可の概要	
使用形態	行政財産使用許可
使用目的	自動車駐車場(有料一時預かり)運営及び災害対応型自動販売機(飲料水用)設置に限定します。 ※建物及び物置等の建築や設置等はできません。
使用期間	5年間(許可1年更新)
最低使用料	年額933,450円(㎡単価 約3,810円)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車駐車場(有料一時預かり)運営及び災害対応型自動販売機(飲料水用)の両方の設置を行う事業者(公募)に当該地の貸付(行政財産使用許可)を行います。 ・貸付期間中の利用者及び市民等からの要望やクレームに対しては事業者の責任において対応してください。 ・自動車駐車場の出入り口は市道私市東廻り線から計画してください。 ・市道森私市線側歩道の切り下げはできません。 ・現在設置のフェンスにつきましては、西側面の撤去は不可とし、その他の撤去等は協議し補修、整備については費用も含め事業者の責任において行ってください。 ・緊急時に市民のライフラインとしての役割を担う為、災害対応型自動販売機(飲料水用)を設置してください。 ・自動車駐車場を運営するにあたり現況の状態を確認後、安全に利用出来るよう検討し補修、整備を計画してください。 ・現況の構造物及び使用期間中の補修、整備については費用も含め事業者の責任において行ってください。 ・返還時には、原則、原状回復していただきます。復旧方法については協議することとして補修、整備については費用も含め事業者の責任において行ってください。 ・貸付用地付近の草刈等は、適宜行ってください。 ・貸付期間中、市からの要望等につきましては、即時対応すること。対応に伴う費用も含め事業者の責任において行ってください。 ・使用計画書を提出してください。 ・自動車駐車場及び自動販売機設置に伴う貸付に関する禁止事項について <ol style="list-style-type: none"> ①貸付物件を指定用途以外の用途で使用してはならない。 ②貸付物件を第三者に転貸し、またそれに類似する行為をしてはならない。 ③賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定してはならない。

位置図

